講座

インバウンド受入ガイド育成セミナ

外国人旅行者と地域をつなぐ観光ボランティアガイドになりませんか?

間砂川市インバウンド受入協議会 佐藤區 090-9435-5459

砂川市インバウンド受入協議会では、外国人旅行者が砂川を訪 れる際の観光ボランティアガイド向けのセミナーを開催します。 観光全般に関わる内容で、各地の事例紹介や DMO (※) に関す る話も交えた講演を行います。関心のある方はどなたでも無料で 参加できますので、多くの方の参加をお待ちしています。

- ●とき 2月7日金 16:00~17:50
- ●ところ 地域交流センターゆう
- ●講師 (株)北海道宝島旅行社 代表取締役社長 鈴木 宏一郎 氏
- ●テーマ「地域に求められる観光地域づくりと観光客受入の仕組 みづくりし
- ●申込 砂川市インバウンド受入協議会 佐藤へ

※ DMO (観光地域づくり法人)

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、観 光地域づくりを行う舵取り役となる法人



㈱北海道宝島旅行社 代表取締役社長 鈴木 宏一郎 氏

★外国語が話せる観光ボランティアガイドの募集★

観光協会では、観光で砂川を訪れる外国人旅行者の増加が見込ま れることから、観光案内や店舗などの対応支援、海外向けプロモー ション活動の助言・協力など、可能な範囲で活動いただける外国語 を話せる観光ボランティアガイドの募集を行っています。

言語の種類は問わず、幅広く募集しますので、多くの方のご協力 をお願いします。

間観光協会1454-4995



子育て

アナログゲーム・クラブ ーみんなでアナログゲームであそぼうー

固社会教育係Tel 54-2121

親子でコミュニケーションをとり、一緒に考え ながら楽しめる「アナログゲーム」。コンピュー 夕を使わないボードゲームやカードゲーム、テー ブルゲームを楽しみましょう!初めて遊ぶ幼児か ら、大人も楽しめるゲームを用意しています。自 宅からゲームを持ってくるのも大歓迎!

- ●とき 2月15円出 10:00~12:00
- ●ところ 公民館 2 階 第5・6 研修室
- ●対象 幼児・小学生とその保護者

※大人のみの参加も可能です。

- ●講師 おもちゃコンサルタントマスター 坪江 利香 氏
- ●申込 2月13円(対)までに社会教育係へ



子ども

砂川市少年の主張大会

| 子どもたちが語る真摯な熱き思いに耳を傾けよう!

間社会教育係Tel 54-2121

どなたでも傍聴できますので、ぜひお気軽にお 越しください。

- ●とき 2月8日出 10:30~12:30
- ●ところ 公民館 4 階 大会議室
- 発表者・テーマ (発表順)
 - ◆山崎 蒼空(砂川中学校1年) テーマ「新たな未来へ」
 - ◆小室 壮大(石山中学校 1 年) テーマ「一致団結し
 - ◆池田 侑生(砂川中学校 1 年) テーマ「動物を飼うということ」
 - ◆吉本 絆心(砂川中学校 1 年) テーマ「周囲の支えがあったから」
- ◆松岡 明里(砂川中学校 2 年) テーマ「価値観」
- ◆浅野 恵太(石山中学校2年) テーマ「宿題は必要ない」
- ◆溝尾 奈央(砂川中学校 2 年) テーマ「いじめの境界線|
- ◆黒瀬 友也(石山中学校2年) テーマ「ヒグマとの共存を考える」

ふれあいセンター 令和2年度講座生募集

健康維持のため、趣味と仲間を増やしませんか?

間ふれあいセンター11 52-2000

- 期間 令和2年4月~同3年3月
- ●対象 おおむね60歳以上の市民
- ●料金 初めて受講する方は無料。前年度と同じ講座を再度受講される方は、 サークル会員と同じ扱いとなり入館料 100 円がかかります。
- ●申込 3月19日休までにふれあいセンターへ(先着順)

【定期講座】



講座名	実施日	時間	定員	講師
健康体操(健美操)	月2回・火曜日	10:00 ~ 11:30	40人	土田 雅子 氏
太極拳	月2回・木曜日	10:00 ~ 11:15	30人	矢野 美恵 氏
フォークダンス・ストレッチ体操	月2回・水曜日	13:00 ~ 15:00	30人	栂野 悦子 氏
リズムウォーキング	月2回・木曜日	13:30 ~ 14:30	30人	佐藤 敬司 氏
陶芸	毎週火曜日	10:00 ~ 12:00	20人	清水 裕幸 氏
硬筆(ボールペン・つけペン・筆ペン)	月1回・金曜日	14:00 ~ 16:00	10人	真鍋 麗子 氏

- ※硬筆講座では、字の書き方を学びます。
- ※陶芸講座、硬筆講座は別途材料費がかかります。
- ※センターの事業や講師の都合などにより、日程が変更になる場合があります。

すながわ

令和2年4月より改正健康増進法が全面施行されます

お知らせ
各事業者の皆さんはルール適用への準備をお願いします

間滝川保健所Tel 24-6201



昨年7月に健康増進法が改正され、「望まない受動喫煙」を防ぐため、段階的に受動喫煙防止対策が強化されています。学校や病院、行政機関の庁舎などのいわゆる「第一種施設」は昨年7月からすでに原則敷地内禁煙となっていますが、4月からは、事業所や飲食店など多数の方が利用する「第二種施設」についても原則屋内禁煙となります。

多くの人が利用する施設では喫煙できる場所、できない場所が明確に区別され、喫煙可能な場所には 20 歳未満の方(従業員を含む)は立入禁止となります。喫煙を禁止している場所において喫煙をしたり、灰皿などの設備を設置すると法令違反となり、罰則(過料)が課せられることがあります。

たばこを吸う人も吸わない人もルール (改正健康増進法) を理解し、望まない受動喫煙をなくしましょう。

▶事業者の皆さんはルール適用への準備をお願いします

「第二種施設」である飲食店などにおいては、今年3月末までに禁煙または分煙(喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室を設置)を選択し、喫煙室を設置する場合は、必要事項を記載した標識を掲示するなど、各事業者において法に基づく受動喫煙対策の措置を講じる必要があります。

既存の小規模飲食店(※1)は「既存特定飲食提供施設」として、当面は喫煙(フロア全体での喫煙など)を選択することが可能となりますが、その場合は、2月3日側から各保健所で受け付けを開始する「喫煙可能室設置施設届出書」を施設所在地の保健所に提出する必要があります。

また、喫煙を主目的とするバーやスナックなどの「喫煙目的施設」については、国の技術的基準を満たす喫煙目的室を設置するほか、標識の掲示などが必要となります。

喫煙室の設置については助成金制度もありますので、滝川保健所までお問い合わせください。

※ 1 小規模飲食店とは、令和 2 年 3 月 31 日現在、飲食店の営業許可を受けている客席面積 100㎡以下かつ資本金など 5,000 万円以下の店舗